

職員の任用に関する規則（昭和 27 年鳥取県人事委員会規則第 11 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき、平成 20 年度に採用する鳥取県職員の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成 19 年 9 月 21 日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

1 試験の名称

平成 19 年度鳥取県職員採用試験（資格免許職（3 回目）等）

2 試験の種類及び採用予定者数

試験の種類	採用予定者数
土木	4 名程度
機械	1 名程度
薬剤師	1 名程度
保健師	3 名程度
文化財主事	1 名程度

（注） 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては合格者がいない場合もある。

3 対象となる職

知事の事務部局、教育委員会の事務部局等に勤務する行政職給料表 1 級相当程度の職員の職等

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額 170,200 円（文化財主事にあつては 190,500 円）のほか諸手当が支給される。

なお、この給与については、現在、鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成 17 年鳥取県条例第 44 号）第 7 条の規定による減額措置をしており、減額後の給料月額は、166,796 円（文化財主事にあつては 186,690 円）である。

5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

（1） 年齢要件等は、次のとおりであること。

ア 土木及び機械 昭和 47 年 4 月 2 日から昭和 61 年 4 月 1 日までの間に生まれた者

イ 保健師、薬剤師及び文化財主事 昭和 47 年 4 月 2 日以降に生まれた者

（2） 次の表の左欄に掲げる試験にあつては、同表の右欄に掲げる資格を有すること。

試験の種類	必要な資格
薬剤師	薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）第 2 条の規定により薬剤師に係る免許を受けた者又は平成 20 年 3 月 31 日までにに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みの者であること。
保健師	保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 7 条第 1 項の規定により保健師に係る免許を受けた者又は平成 20 年 3 月 31 日までにに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みの者であること。
文化財主事	次のいずれにも該当する者 （1） 考古学若しくは歴史学を専攻して大学を卒業した者若しくは平成 20 年 3 月 31 日までに卒業見込みの者又は考古学若しくは歴史学を専攻して大学院を修了した者若しくは平成 20 年 3 月 31 日までに修了見込みの者 （2） 埋蔵文化財の発掘経験を有する者

（3） 日本国籍を有しない者にあつては、次のいずれかに該当する者又は平成 20 年 3 月 31 日までに該当する

見込みの者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄に掲げる永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者

（注）日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

## 6 第1次試験

### （1）試験種目

教養試験（多肢選択式）及び専門試験（多肢選択式及び記述式）

### （2）試験の期日

平成19年10月28日（日）

### （3）試験の場所

鳥取県庁第2庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

## 7 第2次試験

### （1）試験種目

ア 文化財主事

実技試験、論文試験、人物試験及び適性検査

イ アに掲げる職種以外のもの

論文試験、人物試験及び適性検査

### （2）試験の期日

ア 実技試験、論文試験及び適性検査

平成19年11月25日（日）

イ 人物試験

平成19年12月3日（月）及び同月4日（火）

### （3）試験の場所

ア 実技試験、論文試験及び適性検査

鳥取県庁講堂 鳥取市東町一丁目220

イ 人物試験

鳥取県庁第2庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

## 8 合格者の発表

### （1）第1次試験合格者

平成19年11月13日（火）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階屋内掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、合格者には書面で通知する。

### （2）最終合格者

平成19年12月19日（水）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階屋内掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、合格者には書面で通知する。

## 9 採用の方法

（1）最終合格者は、人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って最終合格者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査等を行って採用者を決定する。したがって、採用候補者名簿に登載され

た者がすべて採用されるとは限らない。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成20年4月1日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

また、5の(2)又は(3)に定める期日までにこれらに定める資格又は免許を取得し、又は受けることができない場合は、この試験に合格しても採用されない。

## 10 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局、東京事務所、大阪事務所、名古屋事務所において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

なお、申込みができる試験の種類は、1つに限る。

ア 所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

イ インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp>）を利用して申込みをする方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成19年9月21日（金）から同年10月11日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成19年10月11日（木）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時30分まで

イ インターネットによる申込みの場合

平成19年9月21日（金）午前0時から同年10月11日（木）午後12時まで

## 11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553）に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、90円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。